

福井県後期高齢者医療広域連合告示第4号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、福井県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年規則第9号）第80条の規定により公告します。

平成22年2月19日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東村 新一



1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成22年度レセプト点検業務
- (2) 業務の仕様等 仕様書等による
- (3) 委託期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 業務場所 坂井市春江町随応寺17-10 春江総合支所3階
福井県後期高齢者医療広域連合レセプト点検室
- (5) 入札方法
 - (1) 入札額は総価で付する。ただし、契約についてはそれぞれの業務単価に基づき、契約を行うものとする。
 - (2) 入札書には、それぞれの業務単価を記載し、その合計額を入札金額として記載すること。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 支払方法 毎月の実績に応じた月払いとし、月末締め、後払いとする。
委託件数については変動することがあるが、その場合における単価の見直しは行わないものとする。

2 仕様書等の交付

- (1) 交付物 仕様書、入札参加資格確認申請書等
- (2) 交付期間 告示の日から平成22年2月23日（火）まで（土日を除く。）
- (3) 交付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (4) 交付場所 福井県福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階
福井県後期高齢者医療広域連合総務課

- (5) 交付方法 希望者に直接交付する。

3 入札条件

入札に参加する者は、この公告日において次の要件をすべて備えている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の4に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有しているもの。
- (3) 福井県又は福井県内の市町の競争入札参加者資格名簿に登録されていること。
- (4) 福井県後期高齢者医療広域連合一般競争参加停止及び指名停止等措置要領により停止措置を受けている期間中でない者。
- (5) 過去3年間において、月間20万件相当のレセプト点検業務の実績があるもの。

4 質問等の受付

- (1) 受付期間 平成22年2月23日（火）午後5時まで（土日を除く。）
- (2) 受付方法 電話等
- (3) 回答方法 質問者のみに回答する。

5 入札参加申請方法

- (1) 提出書類 一般競争入札参加資格確認申請書、業務実績調書、3の(3)が証明される書類等の写し
- (2) 提出期限 平成22年2月23日（火）午後5時
- (3) 提出場所 2の交付場所と同じ
- (4) 結果通知 入札参加資格の審査結果は、平成22年2月25日（木）までに通知する。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成22年2月26日（金） 午前9時
- (2) 場 所 福井県福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階
福井県後期高齢者医療広域連合会議室

7 落札者の決定方法

- (1) 福井県後期高齢者医療広域連合財務規則（以下「財務規則」という。）第84条各項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 入札保証金 免除とする。

9 契約保証金 免除とする。

10 入札の無効 入札参加資格のない者による入札、入札に際して注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他財務規則第87条各項に該当する入札は無効とする。

11 契約書作成の要否 要する。

12 その他

(1) 1回目の入札書は封筒に入れて提出すること。

(2) 代理人が入札に参加するときは、委任者印（使用印鑑届印）、受任者（代理人）印を捺印した委任状を提出するとともに、入札書に受任者（代理人）印を押印すること。

(3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合における入札の回数は、初回を合わせて2回を限度とする。

(4) 入札は2回まで行う場合があるので、受任者（代理人）印を持参すること。

(5) 令第167条の4第2項に該当する場合、指名停止等の措置をとる場合がある。

(6) 財務規則及びその他の法令を遵守しなければならない。

(7) この入札に係る落札者の決定の効果は平成22年度予算議決時において生じる。

13 仕様書等についての問い合わせ先

福井県後期高齢者医療広域連合 業務課 担当 山澤

〒910-0843 福井県福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階

TEL 0776-54-6330 FAX 0776-52-5720

E-mail kkikr-fukui@wish.ocn.ne.jp